

No.	件名・内容	回答
1	<p>子育て世代の環境について</p> <p>【内容】 以前住んでいた市では、小中学校の給食費が無償でした。その他、第2子保育料無償、子供の観劇無償提供や音楽と身近に触れ合えるたり、乳幼児や小中学生のフッ素塗布無償と子育て世代にはありがたいことばかりでした。今後、子育て世代への環境について考えはありますか。</p> <p>(受付No.) 31-2058 (受付日) 平成31年5月14日</p>	<p>本市では、学校給食の運営に係る費用は学校給食法の規定に基づき、食材費のみを保護者の皆様に負担いただいております。現在のところ無償化については考えていませんが、今後も国や他市町村の動向を注視していきます。</p> <p>保育所等の保育料については、市は国が設定する保育料上限額を超えない範囲で保育料を決定しています。また、兄弟入所に係る負担軽減制度も、国の制度に追加する形で、埼玉県と県内市町村とで独自の多子世帯保育料軽減事業を実施しているところです。今年10月には、主に3歳～5歳クラスに在籍する幼稚園・保育所等の児童の保育料を無償化する方向で制度改正を予定しています。保育料の負担軽減については、国、県を挙げて取り組んでいるところでもあり、国、県の施策に応じて事業を実施していく考えです。</p> <p>子供の観劇鑑賞等については、市内の小・中学校では観劇や音楽鑑賞を行う芸術鑑賞会を実施している学校もあります。また、市文化センターにおいて小・中学校音楽会や中学校吹奏楽演奏会を開催し、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育て、情操豊かな児童生徒の育成を図っています。その他にも、プロのアーティストを学校に派遣し、伝統芸能の「能」やクラシック音楽と触れ合うアウトリーチ事業を無料で行っています。</p> <p>乳幼児のフッ素塗布については、現在、1歳6か月児健診受診後の就学前の児を対象に、6か月間隔でフッ素塗布を、費用をご負担いただいております。フッ素塗布の無償化については、他市の状況を調査・研究するとともに動向を注視していきます。</p> <p>また、小中学生へのフッ素塗布については、実施していませんが、フッ化物洗口を実施している学校が一部あり、その実施状況や保護者負担の有無は様々です。フッ化物洗口の推進のため、実施校の課題を整理し、検討していきます。</p> <p>(担当) 学校保健課 (直通電話) 775-9683 保育課 (直通電話) 775-5121 指導課 (直通電話) 775-5116 健康増進課 (直通電話) 774-1414</p>
2	<p>民生委員・児童委員の人員数の検討見直しについて</p> <p>【内容】 高齢世帯数の増加により、民生委員・児童委員の負担が増えています。世帯数に応じて民生委員・児童委員の配置人数を決めるような国の基準だけでなく、高齢化率を勘案するなど、民生委員・児童委員の負担に応じた基準が必要です。</p> <p>(受付No.) 31-2076 (受付日) 令和元年6月10日</p>	<p>民生委員・児童委員の配置は、国の基準を参酌し、県が条例で定めることとなっています。本市では、県が民生委員・児童委員の定数を定める際に、国の基準のほか、高齢化率等地域の実情に応じた適正な配置を要求しています。また、今後は、定数基準に関しても地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう、見直しを国や県に訴えて参りたいと考えています。</p> <p>(担当) 福祉総務課 (直通電話) 775-5118</p>

No.	件名・内容	回答
3	<p>国保税と介護保険料はどうなるのか（75才以上）について</p> <p>【内容】 75才になると、国保税の窓口負担が1割（現在2割）になると言うのは本当でしょうか、介護保険料は年金から差し引かれているが、負担はどう変わりますか</p> <p>（受付No.）31-2181 （受付日）令和元年8月28日</p>	<p>【後期高齢者医療制度の窓口負担について】 75歳の誕生日より、国民健康保険の資格を喪失し、後期高齢者医療制度への加入となります。 後期高齢者医療制度の窓口負担の割合は1割または3割です。 判定の基準は住民税課税所得（住民税課税標準額）が145万円未満であれば1割負担、以上であれば3割負担となります。 なお、配偶者の方がまだ75歳未満となりますので、75歳を迎えられるまでは配偶者の方の分は引き続き、国民健康保険税が賦課されます。</p> <p>【介護保険料について】 介護保険料の納付方法については、75歳到達以降も引き続き原則特別徴収（年金天引き）となります。 介護保険料額（平成31年度分）や介護サービス利用時の負担割合（有効期間：令和元年8月1日～令和2年7月31日）は、前年中の収入・所得や世帯状況により決定されます。年齢で区切られていないため、収入状況等により変わらなければ、75歳到達以降も介護保険料額及び負担割合に変更はございません。 （担当）保険年金課（直通番号）775-5125 高齢介護課（直通番号）775-5127</p>
4	<p>ひとり親について</p> <p>【内容】 児童扶養手当の制度及び子ども医療費助成金の対象年齢について</p> <p>（受付No.）31-2184 （受付日）令和元年8月14日</p>	<p>児童扶養手当の所得制限の対象となる扶養義務者の範囲は、児童扶養手当法では民法第877条第1項に定める直系血族及び兄弟姉妹かつ受給者と生計を同じくする者と定められており、18歳年齢到達を迎えられたお子様も含まれることとなります。また、養育費については平成14年の法改正により、受け取った養育費の8割が所得に加算されることになりました。児童扶養手当は父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的とされており、全国一律の基準で実施している国の制度であることをご理解くださいようお願いいたします。</p> <p>子ども医療費支給事業は様々な子育て支援施策の中の重要な経済的支援ですが、安心して子育てができ子ども達が健やかに育つためには、保育・放課後の居場所づくりや子育て相談など、多くの重要施策があり、これらを総合的かつ効率的に進めているところであり、現時点においては年齢拡大には至っておりません。今後も、子どもを産み・育てやすい社会の実現に向けて、子育て支援施策の充実を図ってまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>（担当）子ども支援課（直通電話）775-6819</p>